

東串良町複合施設建設検討委員会 会議録

【会議名】

第1回東串良町複合施設建設検討委員会

【日 時】

令和5年8月10日(木)13時30分～

【会 場】

東串良町役場 防災庁舎2階 対策本部室

【出席者】

・委員(17名)

柴田委員長、村山委員、柳井谷委員、清瀧委員、新福委員、甫村委員、野口委員、
若松委員、重委員、中久保委員、末村委員、宮野委員、吉田委員、立迫委員、
丸山委員、尾方委員、上園委員

・町職員等(4名)

東串良町長
事務局(企画課)

【会次第】

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 町長あいさつ
- 4 委員・職員紹介
- 5 委員長及び副委員長の選任
- 6 諮問
- 7 協議
- 8 その他
- 9 閉会

【協 議】

- (1)検討委員会の運営指針について
- (2)検討委員会の概要について
- (3)今後の進め方について

【会議結果要旨】

- (1) 委員長に柴田晃宏氏、副委員長に末村玲子氏を選任
- (2) 東申良町複合施設建設検討委員会運営指針(案)は事務局案のとおりとする。

【会議経過要旨】

1 開会

(事務局)

第1回複合施設建設検討委員会を開会する。

2 委嘱状交付

(事務局)

委員委嘱状交付については、時間の都合上、代表者一人に交付とさせていただく。代表者は、委員名簿一番目の柴田委員とする。

(会場前方で町長が柴田委員に交付)

委嘱状記載の委嘱期間については、令和6年3月31日までとしているが、条例では複合施設建設の基本構想及び基本計画に関する事等の所掌事務が終了する日までとなっている。各種団体で役員の変更等があった際、団体に属したままの場合は継続していただく予定であるが、要件を欠くに至った場合は事務局と協議の上、委嘱について検討することとする。

3 町長あいさつ

4 委員・職員紹介

5 委員長及び副委員長の選任

(事務局)

委員長及び副委員長の選任は、東申良町複合施設建設検討委員会設置条例第4条で委員の互選により決定することとしている。選任まで企画課長を座長として進めさせていただく。

(企画課長)

委員長について、委員から自薦、他薦はないか。

(委員)

事務局案はないか。

(企画課長)

事務局案を求める発言があり、自薦他薦がないようなので、事務局案を申し上げてよいか。

(委員)

異議なし。

(企画課長)

了解をいただいたので、事務局案として委員長に柴田委員を推薦する。

(委員)

異議なし。

(企画課長)

異議なしとのことで、柴田委員に委員長をお願いする。

(委員長)

柴田委員長就任あいさつ

(企画課長)

続きまして、副委員長について、委員から自薦、他薦はないか。

(委員)

事務局案はないか。

(企画課長)

事務局案を求める発言があり、自薦他薦がないようなので、事務局案を申し上げてよいか。

(委員)

異議なし。

(企画課長)

了解をいただいたので、事務局案として副委員長に末村委員を推薦する。

(委員)

異議なし。

(企画課長)

異議なしとのことで、末村委員に副委員長をお願いする。

(委員長)

末村副委員長就任あいさつ

6 諮問

諮問書をもとに、東串良町長の説明及び諮問

諮問後、東串良町長退席。

7 協議

(1) 検討委員会の運営指針について

(議長)

(1)の検討委員会の運営指針について、事務局へ説明を求める。

(事務局)

東串良町複合施設建設検討委員会運営指針(案)について説明。

(議長)

運営指針(案)について、意見等があるか。

(委員)

第2条で、過半数以上の賛同があるときには会議を公開しないことができると書いてあるが、公開するかしないかの判断基準はあるか。

(事務局)

建設予定地、施設内容、立地的な問題等、世間的に影響を与えかねない部分については、委員に諮った上で、公開の有無を決定する。案件によっては発表を控えるということで運営指針に表記している。

(議長)

基本は公開となる。内容が何か情報としてリークしてはいけないようなものであれば会議で諮り、場合によっては非公開とする考え方でいいかと思う。他に意見等ないか。なければ私の方から一点。傍聴について、SNS等へのアップなどについて指針みたいなものはあるか。

(事務局)

SNS等の内容については、運営指針第6条第3項で、会議録等は事務局で整理して各委員に配付し、確認後に公開とするということで、委員より特に異議がない場合は、町ホームページで公開するとしている。その公開内容をSNS等で発信、委員独自で情報公開することは、他の機密事項でなければ問題ない考える。

(議長)

いえ、私が言いたかったことは、一般の方が傍聴した際、その場でSNSにあげることが可能となるため、事務局が整理する前に発信することになってしまう。それを控えるようお願いすべきかと思う。

(事務局)

おっしゃるとおり、傍聴はテープレコーダーやビデオカメラ等の持ち込みを禁止しているが、SNSへの即時発信にも十分注意を促し、公開の状況を見て発信するようお願いする。

(議長)

お願いします。他にないか。

(議長)

異議がないようなので、決定したいと思う。それでは、本日付で施行することとする。

(2) 検討委員会の概要について

(議長)

では、(2)の検討委員会の概要について、事務局へ説明を求める。

(事務局)

検討委員会の概要について説明。

(議長)

検討委員会の概要について、意見等ないか。

(議長)

特にないようなので、検討委員会の概要についてはこれで承認とする。

(3) 今後の進め方について

(議長)

では、(3)の今後の進め方について、事務局へ説明を求める。

(事務局)

今後の進め方について説明。

(議長)

今後の進め方について、意見等ないか。

(委員)

プロポーザルによる企業選択ということだが、希望参加はできるか。選定法はどうしていくのか。

(事務局)

このプロポーザルは、基本構想と基本計画の策定に関するもので、策定にあたり、町が現在保有する70ほどの公共施設のデータを整理し、施設現状や類似団体の施設等を見比べながら、本町に必要な施設、設備について本委員会で意見集約し、そのとりまとめ等の業務を支援していただくもの。また、住民アンケートやワークショップ等の支援業者を選定していくものと考えている。

(委員)

役場と業務実績があるような業者の中から、コンサルを設定するということか。

(事務局)

別です。既に全国的に活躍されているコンサル業の方々に、こういった手法を熟知している業者を公募し、その提案を踏まえ、業者を選定していくものと考えている。

(委員)

一般公募ということか。

(事務局)

はい。

(議長)

私もいくつかそういうことに携わっているが、公開型設計プロポーザルで、基本設計もしくは実施設計の段階で、プロポーザルにて設計案を求めるもの。本件の場合、基本構想で、どうい
うものを作るのかということが固まっていない状態のプロポーザルになるので、おそらくそのやり
方をどういうふうにするのかということと、これまでの実績等で評価し、点数をつけて上位の方で
決めていくというものになると思う。

(委員)

基本構想から業者が入ってくるということか。

(事務局)

はい。総合センターや高齢者福祉センターの2施設を主とし、年間各施設1万人ほどの利
用者がいる。その他公共施設もあるので、複合施設となれば色々な要望があると思う。「こうい
った施設を拡充してほしい」だとか、色々な意見を集約していきたいと思う。

(委員)

役場庁舎はプロポーザル方式で建設されたということだが、それは実施設計の段階からとい
うことだと思うが、今回の場合は基本構想からということで間違いないか。

(事務局)

今、吉田委員からもありましたように、庁舎については、実施設計からプロポーザルという形
だったが、今回の計画については、まず基本構想、基本計画の素案を作成する。基本計画は
大体のイメージ、規模に関する部分で、来年12月までにはできる予定である。その後、基本設
計となった場合、全国の設計業者から改めてプロポーザル方式で、こちらの検討委員会ので
きなかった基本計画に沿った設備の内容を有した、また斬新的な、意匠的なイメージのプロポ
ーザルを実施し、実際の建物に繋げていくので、まずその元となる基本構想、基本計画のプロ
ポーザルという形で今回業者支援をいただく予定と考えている。

(議長)

つまり今回選ぶ業務支援業者と設計を行う業者は、個別にプロポーザルで選定するとい
うことか。

(事務局)

現状、実際こういう施設を作る、作りたいという、素案が全くない。高齢者福祉センターと総合センターが老朽化し、単体ではなく複合した利用率の高い施設を求める住民の意向があり、町が提案するより、幅広い意見を踏まえ、こういった機能があつたらいいというものを最終的にまとめたものを作り上げるイメージ。来年以降にまたプロポーザルを実施し、実際の建物を作る設計書を作り上げていく、その前段階の基本構想、基本計画策定までの支援業者のプロポーザルであると認識していただければと思う。

(議長)

あくまでも今回の検討委員会がここにあるので、どのような機能を盛り込むかだったりニーズだったりというのは、ここで検討していく。なので、検討委員会で具体的な意見等が何もない状態であれば、もしかしたらその業者から意見をいただくことを求めるなど、検討委員会や町で出た意見を事務局でまとめることを補助、支援するための業者さんを選定するという理解でよいか。委員から意見が出ないと委員会は他からあがってきた意見の承認委員会にしかならないので、やはり本委員会で意見を抽出してそれをまとめていただくというような形で進めていくのが良いと思う。

(委員)

そういう業者が決まったとして、検討委員会のメンバーとその業者と一緒に協議の場に入るということもあるということか。

(事務局)

この検討委員会には参入していただいて、例えば11月の会でいくと、現在の施設の概要、立地場所、規模など、具体的な資料を踏まえて協議し、庁内検討委員会でも報告して、その場にも業者に立会いしていただき、本委員会の結果、庁内検討委員会の結果を踏まえて、住民アンケートを全世帯で実施していく予定である。アンケートの内容、質問事項等の確認や取りまとめなどを本委員会で提案し、最終的に全体の意見を集約して、必要最低限かつ合理的な施設ができる形で本委員会の意見を反映させた基本構想、基本計画とする予定である。

(議長)

よろしいか。他に意見や質問はないか。

なければ私から1点よろしいか。

(議長)

スケジュール表(案)の中で(4)の施設の立地場所の検討ですが、そこにできるかどうかという問題もあると思うので一概に言えないが、できれば1月の3回目検討委員会ではなく4回目あ

たりで、立地場所決定としたいと考える。敷地がもうここしかないとか、建て替えてこの場所しかないとかであればいいが、そうでない場合だと敷地の条件によってできることが若干変わってくるので、駐車場の取り方など。先に敷地を決めてそれに合わせて機能を決めるのではなく、選定の余地があるのであれば、機能など同時並行させていただけるとありがたいかなと思う。町としてのスケジュールでどうしても変更しなければいけない理由があれば、それは検討したいと思うが。

(事務局)

委員長のおっしゃるとおり、先に場所を決めてしまうと、規模が決まってない部分、それから最も面積を必要とする駐車場など、こちらも踏まえた場所選定というのは必要になってくると思う。既存の総合センターは複合化構想の中に入っている施設だが、こちらの場所の水害リスク、交通の面でのアクセスについてなど、色々な課題がある。構造の規模的な部分等も踏まえて、同時並行で、このスケジュール案を調整し直して、また次回までに修正案として出したいと思う。

(議長)

よろしく願いいたします。他に意見等ないか。なければ修正していただいて再度案を出していただくということで、一応現状での進め方についても了承いただいたということでよいか。他になければこれで決定とする。

8 その他

(委員長)

最後にその他、委員のみなさまで何か協議したいことはあるか。

1点、私の方からよろしいか。複合施設建設庁内検討委員会が行われるということで、多分そこで色々な意見が上がってくると思う。もしよければ時間の都合もあると思うが、私も参加可能であれば参加したい。要は、庁内検討委員会から意見があがり、本委員会で建築的にみてやはり変えるべきとなるとそれだけ会議が先に延びてしまうので、可能であれば調整のつく限りで構わないので、参加させていただけたらと思う。庁内検討委員会に参加してよいと委員のみなさまに認めていただければと思うがどうか。

(委員)

反対意見なし。

(委員長)

ありがとうございます。ではそのようにしたいと思う。

私も時間が取れるかどうかの調整もあるので、無理なときは参加できないかもしれないが、可能な限り参加させていただきたいと思う。

では、他に協議したい内容がなければこれで終わりにしたいと思う。

今回の日程状況についてですが、11月初旬に行いたいということで、委員長の方から申し訳ないが、11月7、8、9もしくは14、16、17が大丈夫です。このなかで皆様のご都合を教えてください。

いつでも大丈夫でしょうか。私は午前でもこの6日間の中であれば大丈夫です。鹿児島市から来るので午後の方がありがたいが。

早いほうがよければ11月7日(火)になるが、今日と同じ13時半からということでよいか。

(委員)

反対意見なし。

(委員長)

では11月7日(火)13時半から開催する。

9 閉会

この他なければ、第1回東串良町複合施設建設検討委員会をこれで終了する。

(事務局)

1点事務局から連絡です。スケジュール案には入ってないが、11月か12月頃に先進地研修を予定している。できれば最新の施設等、県内限らず県外も含めて、業務支援業者が決まれば、類似した施設を見ていただき、より検討しやすい材料としていただきたいと思う。次回の第2回検討委員会では、場所等をご案内し、参加を募りたいと思う。

【その他特記事項】

次回の開催予定

日時:令和5年11月7日(火)13時30分～

場所:未定